

**令和3年度 日本学生支援機構奨学金 大学院生対象  
海外へ短期留学する学生対象の奨学金募集について  
(第二種奨学金：有利子、留学時特別増額貸与奨学金：有利子)**

1. 申込資格：本学在籍中のまま海外短期大学・大学・大学院に短期留学をする者で、下記のいずれかの条件で留学すること
- ◆本学の学生交流に関する協定等に基づく留学であること
  - ◆留学先で取得した単位が本学の単位として認められる留学であること
  - ◆学長が有意義であると認めた研究留学であること

2. 貸与月額：5・8・10・13・15万円の選択制

3. 貸与期間：3ヶ月以上1年以内で、日本学生支援機構が認めた留学の期間  
(ダブルディグリー・プログラムの場合はこの限りではありません。)

4. 利率：有利子の奨学金です。  
申込時に金利の種類として〔利率固定方式〕もしくは〔利率見直し方式〕のいずれかを選択することになります。

5. 留学時特別増額貸与奨学金

留学特別増額貸与奨学金は、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」の申込みをしたが、審査の結果利用できなかった世帯の学生を対象とする奨学金です。  
毎月振込まれる額とは別に、留学にかかる一時的な経費に対応するため、希望する人はさらに一時金として10・20・30・40・50万円（選択制）の貸与を申請することができます。

6. 申込条件：(1) 学力基準

- ・博士前期課程（専門職大学院も含む）
  - ①大学並びに大学院における成績が優れ、将来、研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を備えて活動できると認められる者
  - ②大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者
- ・博士後期課程
  - ①大学並びに大学院における成績が優れ、将来、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度な研究能力を備えて活動できると認められる者
  - ②大学院における学修に意欲があり、学業を確実に修了できる見込みがあると認められる者

(2) 家計基準

- ・本人及び配偶者（配偶者は定職収入がある場合）の令和2年分の収入金額が次の定める収入基準額以下であることが必要です。
- ・なお、配偶者が給与所得者の場合は、配偶者のみ下表の〔参考〕給与所得控除をしたうえで、本人の収入金額と合算します。

収入基準額	
博士前期課程（専門職学位課程含む）	536万円
博士後期課程	718万円

〔参考〕給与所得の控除額（配偶者のみ）

年間収入金額（控除前）	控除額
400万円以下	年間収入金額×0.2+214万円 <small>（ただし、年間収入金額が268万円未満の控除額は年間収入金額と同額である）</small>
400万円を超え781万円以下	年間収入金額×0.3+174万円
781万円以上	408万円

7. 提出書類：①～⑥（④⑤は該当者のみ）の書類を提出ください。

※下部の担当部署から提出書類を受け取ってください。

- ①確認書兼個人信用情報の取扱いに関する同意書
- ②収入に関する証明書類
- ③収入計算書
- ④在留資格・在留期限に関する証明書類
- ⑤ダブルディグリー・プログラムの場合、それを証明するもの
- ⑥スカラネット入力下書き用紙

8. 募集時期

留学開始時期	申込期限	採用候補者決定時期
2021年4月～7月	2021年1月12日（火）	2021年 2月下旬
2021年8月～11月	2021年5月17日（月）	2021年 6月下旬
2021年12月～2022年3月	2021年9月13日（月）	2021年10月下旬

9. 提出先・問い合わせ先

キャンパス名	担当部署	場所
大宮キャンパス	厚生課	7号館2階
梅田キャンパス	ロボティクス&デザイン工学部事務室	OIT梅田タワー 7階
枚方キャンパス	情報科学部事務室	1号館1階